後期高齢者医療制度の新しい保険料率が決まりました

平成２８・２９年度の新しい保険料率が、
均等割　５４，３９４円（平成２６・２７年度５１，７９３円）
所得割　　１１．４２％（平成２６・２７年度１０．３５％）
に決まりました。

【問い合わせ先】
高知県後期高齢者医療広域連合　☎０８８−８２１−４５２６
市民保険課保険班　☎５３−３１１５

みんなで支える後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の保険料率は２年ごとに改定されます。
皆さんの医療費の支払いなどに必要な費用（保険給付費）は、約５割を国・県・市町村による公費（税金）で、約４割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金で負担しています。被保険者の皆さんには、残りの約１割の費用を、保険料として負担していただくようになっています。

保険料の計算方法

一人ひとりの保険料額は、下の計算方法により算出した額の１００円未満を切り捨てとします。また、１人当たりの年間保険料の上限額は５７万円です。

後期高齢者医療制度は７５歳以上の方（６５歳から７４歳で一定の障害がある方を含む）を対象者とする医療保険制度です。
県内全市町村が加入する『高知県後期高齢者医療広域連合』により、運営されています。

保険料の計算方法

保険料は、一律に負担していただく**均等割額**と所得に応じて負担していただく**所得割額**を合計して被保険者個人ごとに算出します。

１人当たりの年間保険料	＝	定額の保険料（均等割額）５４，３９４円	＋	所得に応じた保険料（所得割額）賦課基準額※×１１．４２％

※賦課基準額とは、総所得金額（公的年金等控除や給与所得控除・事業所得の経費を控除した額）・山林所得金額・土地等の譲渡にかかる所得等から、基礎控除額（３３万円）を引いた所得金額です。

所得に応じて保険料が軽減されます

世帯の所得に応じて、次のような軽減措置があります。平成２８年度分の保険料から、所得の少ない方の保険料負担の軽減のため、被保険者均等割額の２割軽減及び５割軽減の対象者が広がりました。

同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

均等割額の軽減
世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額（公的年金収入の場合、公的年金等にかかる雑所得から１５万円を差し引いた額）で軽減を判定します。

軽減の割合	軽減後の金額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
９割	５，４３９円	３３万円以下で、被保険者全員の各種所得が必要経費を差し引いたときに０円となる場合
８．５割	８，１５９円	３３万円以下
５割	２７，１９７円	３３万円＋（２６．５万円×被保険者数）以下
２割	４３，５１５円	３３万円＋（４８万円×被保険者数）以下

所得割額の軽減
被保険者本人の総所得金額等で軽減判定をします。
【要件】保険料の賦課の元となる所得金額（総所得金額等から３３万円を引いた額）が５８万円以下
※年金収入のみの場合、収入額が１５３万円以上２１１万円以下
【軽減の割合】５割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減
後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ、共済組合、船員保険等）の被扶養者（扶養家族）だった方は、被保険者均等割額が９割軽減され、所得割額は賦課されません。

保険料額決定通知書兼納付通知書と新しい保険証を発送します

【問い合わせ先】
市民保険課☎５３−３１１５

新しい保険証は７月下旬に発送予定です

現在お使いの**後期高齢者医療被保険者証**の有効期限は、７月３１日です。新しい保険証は７月下旬ごろ、黄緑色の封筒でお届けします。また、**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証**の有効期限も７月３１日までです。現在認定証をお持ちの方で８月からも該当の方には、新しい認定証も併せてお届けします。

保険料額決定通知書兼納付通知書は７月中旬に発送予定です

個人ごとの平成２８年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法となります。

特別徴収（年金天引き）
原則として、年金の受給額が年額１８万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の２分の１を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収
特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。